

人権教育基本方針

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努める。また、基本的人権や同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎と互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う。

・人権教育のための
国連10年京都府
行動計画
・人権教育実施方針

・人権教育のための
国連10年国内行
動計画
・人権教育・啓発に
関する基本計画

人権学習の目標

お互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなどの豊かな感性と、すべての人の基本的人権を尊重する心をはくくむとともに、身近な問題について、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする態度の育成を図る。

普遍的視点からのアプローチ

生命の大切さや人間の尊厳、また人権の概念や価値観についての認識の基礎を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする実践的態度を育てる。

そのために、まず自分自身を見つめ、自分の個性や可能性をよく理解し、自己を肯定的に捉える心をはくくむとともに、お互いの個性や価値観の違いを認め、対等に尊重し合える豊かな感性を培う。

また、差別や偏見の不合理性に気づき、差別を正しく見抜く力を育てる。

個別的視点からのアプローチ

日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気付くとともに、社会に存在するさまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決を目指して主体的にかかわる実践的態度を育てる。

生命や人間の尊厳	人権の意義	自尊感情	コミュニケーション能力	差別的構造	同和問題	女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障害のある人の人権問題	外国人の人権問題	HIV感染者等の人権問題	その他の人権問題
自他の生命の大切さについて理解を深め、一人一人がかげがえのない人間であるという認識を培う。	人権とは、すべての人が、幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であることを知るなど、人権についての正しい知識や認識の基礎を培う。	自分自身を見つめ、自分の個性や可能性を理解し、自己を肯定的に捉える心をはくくむ。	お互いを認め、励まし合う人間関係を育てるため、相手への思いやりの気持ちを忘れず、自分の気持ちや意見を相手に伝えたり、相手の思いを聞き取ろうとしたりする能力を育てる。	差別につながる偏見やステレオタイプのものの見方について理解させ、差別を見抜き、解決していこうとする態度を育てる。	同和問題に関する偏見や差別意識を解消するため、同和問題についての正しい理解や認識の基礎を培い、主体的に考え解決しようとする態度を育てる。	男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、男女の個人としての尊厳を重んじ、お互いを尊重する態度を育てる。	人権を侵害する暴力やいじめを許さない強い意志と行動力を養い、お互いを尊重する態度を育てる。	高齢者が生き生きと暮らせる社会を実現するため、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識の基礎を培う。	障害のある人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すため、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の基礎を培う。	歴史的経緯や社会的背景について知るなど、諸外国や他の民族についての正しい認識を深めさせるとともに、その違いと主体性を認め、お互いに尊重する態度を育てる。	エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・回復者等が、尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指すため、HIV及びハンセン病等についての正しい知識や認識の基礎を培う。	さまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、人権意識の高揚と人権問題の解決に向けた実践的態度を育てる。